

寝屋川市いじめ防止基本方針（改定案）【概要】

◎ 改定理由

いじめ防止対策推進法において、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後、三年を目途としてこの法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要と認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ぜられるものとする。」とされている。

これに基づき文部科学省にて検討が進められ、平成29年3月、検討の結果を踏まえ、いじめ防止等のための基本的な方針（以下国基本方針という。）が改定された。

国基本方針の改定内容を市のいじめ防止基本方針（以下市基本方針という。）に反映させるため、市基本方針を改定する。

経過

平成25年9月 「いじめ防止対策推進法」施行
同年10月 国基本方針 策定

平成28年11月 市基本方針 策定

平成29年3月 国基本方針 改定
⇒市基本方針の改定

市基本方針の主な改定事項

1. いじめの定義

- ・ 解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。(p2、5～8行目)
- ・ いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。ただし、いじめであるため、学校いじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。(p2、12～22行目)

4. いじめの未然防止の取組

- ・ 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童等に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童等にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。(p10、12～14行目)
- ・ 児童等が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。(児童等に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童等の協力を得ることは不可欠。)(p10、18～23行目)

5. いじめへの対処

- ・ 教職員は、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。(p11、18～p12、7行目)
- ・ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。
いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害児童等への支援を継続すること等を徹底する。(p12、8～p13、8行目)

2. 学校基本方針

- ・ 学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。(p5、24～p6、3行目)
- ・ いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。(p6、8～p7、7行目)
- ・ 学校基本方針をより実効的なものにする取組を促す。(p7、8～22行目)

3. 学校いじめ対策組織

- ・ 学校はいじめ対策の企画立案等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。(p7、26～p8、9行目)
- ・ 学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、学校基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。(p8、10～p9、8行目)
- ・ 児童等及び保護者に対して、学校いじめ対策の組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施するよう教育委員会が指導し、実施状況を確認する。(p9、9～p10、2行目)
- ・ 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、学校基本方針(マニュアル等)で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。(p10、3～9行目)

6. その他

- ・ 就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるように取組を促す。(p5、13～18行目)
- ・ 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。(p11、8～16行目)
- ・ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たることが徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。(p14、1～4行目)